

第2回おかやま協働のまちづくり賞 審査経過及び日程

- 平成29年 9月 1日(金) 募集開始
⇒10月31日(火) 募集締切
- 11月13日(月) 委員に応募組の書類と審査票を送付
- 11月13日(月) 市民協働推進サイト「つながる協働ひろば」で
インターネット投票を開始(午前10時開始)
⇒締切 12月10日(日) 24時
- 投票結果(別紙参照)
- | | | |
|--------|------|------|
| 投票総数 | 375人 | 750票 |
| 有効投票総数 | 363人 | 726票 |
| 無効票 | 12人 | 24票 |
- 12月 1日(金) 委員から応募組団体への質問票の提出締切
- 12月 5日(火) 委員からの質問事項を応募組団体へ送付
⇒回答締切12月13日(水)
- 12月19日(火) 9:30~12:00
第3回岡山市協働推進委員会(審査会)
追加審査資料の提示 ①インターネット投票結果の提示
②質問事項回答
採点及び審議により大賞・入賞推薦決定
- 12月21日(木) 大賞・入賞 市長決定
- 12月22日(金) 応募団体への結果の通知
- 12月25日(月) 審査結果の広報
- 平成30年 1月10日(水) 市民協働フォーラム広報
- 2月18日(日) 市民協働フォーラム (別紙案参照)
取組発表・表彰式

第2回おかやま協働のまちづくり賞 審査要領

- (1) 審査は岡山市協働推進委員会（以下「委員会」）において行います。
審査員は委員会委員（以下「委員」）とします。
- (2) 応募取組との特別の利害関係にある委員が行う当該取組の採点結果は審査結果に反映しません。ただし、審査協議において、委員長が必要と認めた場合は意見を述べることはできます。
※特別の利害関係とは、取組団体の主たる構成メンバーであるなど、審査の公平性を著しく欠く場合をいい、委員の自己申告に基づき委員長が判断します。また委員自身の判断で採点を辞退することもできます。
- (3) 審査の対象となる書類等は次のとおりです。
 - 募集期間内に提出された次の書類
 - ①平成29年度おかやま協働のまちづくり賞応募用紙
 - ②〔様式1〕協働による社会課題解決の取組の内容
 - ③〔様式2〕取組実施団体概要書
 - ④取組内容の概要シート
 - ⑤取組内容の説明資料 任意提出
 - 所定期間内に委員から出された質問事項に関する団体回答を事務局においてまとめたもの
 - インターネット投票の結果
インターネット投票期間内の投票結果を事務局において集計しまとめたもの
 - その他委員長が認めたもの
- (4) 審査は別紙審査票により採点・講評で行います。
 - ①審査項目ごとに配点数（別表①）内での採点を行います。
 - ②各審査項目の合計点が当該取組についての委員採点数となります。
 - ③採点を行った委員（特別利害関係委員を除く）すべての委員採点数の平均得点を審査得点とします。
 - ④講評は、当該取組のどこを表彰に値すると評価したのか、あるいはどこを「今一步」と判断したのかを、当該取組をより良いものとしていく観点で行います。
- (5) 審査得点の上位5取組以内を入選取組とします。
 - ①ただし、同点数の場合は、各委員の個別項目得点、講評、インターネット投票得点等を検討し、委員会の協議により上位取組を決定します。
 - ②また、インターネット投票の結果と著しく異なる場合は、委員会においてその内容を精査し、本表彰制度の意義に照らして上位取組を決定します。
 - ③第一次審査得点が50点に満たない場合は、上位5取組となっても、原則入選としません。
- (6) 入選取組について、委員会の協議により、大賞取組を決定します。
- (7) 入選しなかった取組については、より良い取組としていく観点で、講評等の結果を伝えることとします。
- (8) 入選しなかった取組にについて委員会の協議により特別に推薦することもできます。

(別表①) 審査項目と配点

	項 目	視 点	配点
①	テーマとの整合性	募集テーマに沿った取組であり、そのテーマがどれだけ取組の中で実現されているか。	10
②	成果の妥当性（解決をめざした取組の成果）	解決しようとしている社会課題が明確であり、取組によりどれだけ課題の解決が進んだか、または、今後の成果が期待できるか。	20
③	協働力（協働の原則〔岡山市協働のまちづくり条例第4条〕に照らした協働の成果）	協働している団体の特性が発揮され、役割分担を明確にして、共有する目的のために活動しているか。	30
④	公益性・公共性	市民ニーズが高く、社会課題解決により公共の利益につながるか。	10
⑤	地域への貢献度	地域資源や人的資源の活用などの工夫がみられ、また、社会課題解決が豊かで活力ある地域社会づくりにつながるか。	10
⑥	継続性	一過性のものでなく、将来に向けた継続性があるか。 （但し、課題の解決が果たせたなど、目的が達成した取組の場合は、その取組そのものが終了していても取組の成果・効果等の継続で判断します。）	10
⑦	先駆性・独創性	先駆的な取組であるか、また、特色ある取組であるか。	10

参考)

岡山市協働のまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。

以下略

(多様な主体の役割)

第3条 多様な主体は、地域づくりの当事者であり、それぞれが地域の社会課題解決に取り組む主体であることの理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うよう努めるものとする。

(協働の基本原則)

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。